

■千代田区ウォーカブルまちづくりデザインに対するご意見の概要と区の考え方

NO	該当箇所	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
1	第 1 章	2. 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体	今回の「千代田区ウォーカブルまちづくりデザイン」の位置づけについて、マスタープランで定めたテーマ別まちづくりの方針を横断し、また地域の戦略・アクションに直結する指針である点について、早期実現に力点を置いた位置づけであることを期待している。	素案に対する賛同のご意見として受け止めさせてさせていただきます。
2	第 1 章	3. 区内の事務所または事業所に勤務する方	ウォーカブルまちづくりの実現においては、駐車場施策との連携も重要になると思われるが、東京都にて策定中の「総合的な駐車対策のあり方」にて示されている施策との連携なども考えられる。	ご指摘のとおり、ウォーカブルまちづくりを実現する上では、駐車場施策の連携は欠かせないものであると認識しております。令和 3 年 7 月に策定した千代田区駐車場計画の序章 5 節千代田区における駐車場の目指すべきあり方において、ウォーカブルなまちづくりに寄与する駐車場のあり方を目指すことを掲げているように、ウォーカブルなまちづくりと連携しながら、駐車場施策を進めていきたいと考えております。
3	第 1 章	1. 区内に住所を有する方	「つながる都心」を目指す上で、そこに住まう住人が幸せであり、人間一人ひとりの個性を受け入れることも含まれていると思っている。 人間一人一人の「どんな私」でも受け入れてもらえる社会になって欲しい、「どんな私」でも大丈夫と思える世の中になって欲しいと心から思う。	ご指摘のとおり、私たち一人ひとりが受け入れられる社会の実現が私たち一人ひとりの QOL の向上につながっていくと認識しております。 第 1 章第 2 節でお示ししているとおり、私たち一人ひとりの QOL 向上を図っていくという考え方のもと、ウォーカブルなまちづくりを推進したいと考えております。
4	第 1 章	1. 区内に住所を有する方	SDGs を重視した街づくりを希望する。賑やかな街並みとなり、イベントが行われ、飲食を含む商業施設ができ、人が集い、歩きやすい街になることはよいことだと思われる。しかし、人が集まればゴミが残るのは目に見えている。 街づくりのプランを計画するのはよいのだが、「ルール化する」といった謳い文句だけで終わってしまい、実際は住民や町会にゴミ処理などの負担を残したままになってしまいがちである。このような問題には、街づくりのプランを計画する人たちも何らかの責任を持っていただくとともに、千代田区にも過料を取るなどの条例に近い形を構築していただきたい。	第 1 章第 2 節でお示ししているとおり、地域の課題を解決し、一人ひとりの QOL 向上を図っていくという考え方のもと、地域の皆さまとウォーカブルなまちづくりを進めていきたいと考えております。具体的ご提案については関係する部署と情報を共有するとともに、今後、ウォーカブルなまちづくりを推進する際の参考にさせていただきます。
5	第 2 章	1. 区内に住所を有する方	現在、日本橋川の護岸形状は、右岸側は石垣を積上げた重力式護岸、左岸側は鉄筋コンクリートの直立式護岸になっており、異なった形式で構築され、見た目に違和感がある。 2040 年に向けて竹橋～江戸橋区間の首都高速道路の地下化が予定されており、今の首都高速道路の高架橋が撤去された後には、将来、護岸の状況が白日の下に晒されることから、日本橋川の景観性、親水性を考慮した護岸の形状を検討しておいた方が良いのではないかと。 右岸側の石積護岸を残すことに関しては、安全のため地震時における石積みの崩壊などの災害がおきない手段を講じておく必要があると思われる。	河川空間については、「滞留」視点のウォーカブルな要素と活用のイメージ（例）（p7）でお示ししているとおり、重要なウォーカブルな要素であると認識しております。具体的ご提案については、関係する部署と情報を共有するとともに、今後、ウォーカブルなまちづくりを推進する際の参考にさせていただきます。
6	第 2 章	1. 区内に住所を有する方	「さくらクルーズ」の区民モニターとして区役所裏の防災船着場からクルーズ船に乗車した。日本橋川を大手町方向に進みながら江戸城を支える石垣などの水辺空間を堪能し歴史の流れを感じ、また「大手町川端緑道」を見上げ、豊かな水辺と近代的なビルのコンビネーションに感動したところである。千代田区の水辺を楽しむクルーズの魅力をもっとアピールしたいと考えている。	ご指摘のクルーズについては、「回遊」視点のウォーカブルな要素と活用のイメージ（例）（p8）で「舟運のための水上ネットワーク」とお示しているとおり、重要なウォーカブルな要素であると認識しております。ご意見については、関係する部署と情報を共有するとともに、今後、ウォーカブルなまちづくりを推進する際の参考にさせていただきます。

NO	該当箇所	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
7	第2章	1.区内に住所を有する方,2.区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体,3.区内の事務所または事業所に勤務する方	緑の多いまちにしてほしい。環境問題も叫ばれる昨今、伐採は極力行わず、新たに木を植え、環境モデル都市として進めていってほしい。木々を伐採し過ぎると、地上に影が少なくなり、地面の温度が上がるため、ウォーカブルではなくなると思う。	第2章のp7の「滞留」視点のウォーカブルな要素と活用のイメージ（例）、及びp8の「回遊」視点のウォーカブルな要素と活用のイメージ（例）で示しているように、緑はウォーカブルなまちづくりを進めるうえで考慮すべき要素だと認識しております。この考え方のもと、ウォーカブルなまちづくりを推進したいと考えております。
8	第2章	2.区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体	空間だけではなく沿道建物、空間の設えまで捉えて要素をあげている点は大変評価できる視点だと考える。特に仮囲いや電源といった暫定的な要素や設備も含まれること、またカメラ・センサーなどスマートシティの観点から重要な要素も含まれることは大変評価できる視点だと考える。	素案に対する賛同のご意見として受け止めさせてさせていただきます。
9	第2章	2.区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体	沿道建物だけではなく沿道用途(特に1階レベル)について、またパブリック空間と沿道建物等の空間が「連続している」という要素も、ウォーカブル要素として捉えられるとよいと考える。	ご指摘のとおり、パブリック空間とプライベート空間の接点である1階レベルの沿道用途、空間の連続性は滞留空間の居心地の良さに大きく影響する要素であることから、「滞留」視点のウォーカブルな要素と活用イメージ（例）（p7）において、1階の沿道用途を要素として追記するとともに、公開空地の活用のイメージにおいて、連続性確保の視点を追記します。
10	第2章	2.区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体	まちなかの活動として、アート活動や地域のイベント、まちづくりの担い手による継続的な活動などは当団体の活動している地区で推進していることがらでもあり、ウォーカブルな要素イメージとして明記することに強く賛同する。	素案に対する賛同のご意見として受け止めさせてさせていただきます。
11	第2章	4.その他計画等に利害関係を有する方(土地、建物所有者)	P6に記載のあるとおり、ウォーカブルな要素活用のためには、季節・天候・時間帯などの条件、またそこで活動する人々のニーズの多様性を考慮することが非常に重要だと考える。 P7では、滞留視点でのウォーカブルな要素のうち、「滞留空間のイメージ」としていくつか例示しているが、前述の条件およびニーズの多様性を考慮するという事を考えると、空間の設えなどの欄に以下の内容を追加してはどうか。 ① 全天候型の空間確保（雨天時にも活用できる滞留空間創出） ② バリアフリー・ユニバーサルデザインを意識した空間の確保（多用な方々に過ごしやすい空間とするため）	ご指摘のとおり、全天候型の空間及びバリアフリー・ユニバーサルデザインは滞留視点の居心地の良さに大きく影響する要素であると考えております。そのため、「滞留」視点のウォーカブルな要素と活用イメージ（例）（p8）において、屋根、バリアフリー・ユニバーサルデザインを要素として追記します。
12	第2章	4.その他計画等に利害関係を有する方(土地、建物所有者)	多用な人が回遊するため、回遊視点の部分についてもバリアフリー・ユニバーサルデザインを組み込むべきと考える。特に回遊の起点となる駅に関しては一応のバリアフリールート整備は進んでいるが、実際は大きく迂回しなければならないなど、利用勝手の悪い箇所が多く存在する。	ご指摘のとおり、バリアフリー・ユニバーサルデザインは回遊のしやすさに大きく影響する要素であることから、「回遊」視点のウォーカブルな要素と活用イメージ（例）（p8）において、バリアフリー・ユニバーサルデザインを要素として追記します。
13	第2章	4.その他計画等に利害関係を有する方(土地、建物所有者)	千代田区都市計画マスタープラン内に記載されている都市骨格軸(特に都市機能連携軸やエリア回遊軸)はいずれも広幅員道路であり、ウォーカブルなまちづくりの根幹になるものと考え。したがって、都市骨格軸に沿った形での整理やまちづくりの今後のあり方についても記載し、よりイメージアップできるように、以下の点を明記すべきと考える。 ・歩車分離は出来ているが、自転車の分離が不十分な場所があり、その点に配慮が必要 ・都市骨格軸の交差する地点は、交通結節機能でもある拠点となるため、単純な空地というだけでなく、p7に示されているような公園における活用のイメージも包含した方向性が必要。	ご指摘のとおり、都市機能連携軸・エリア回遊軸は千代田区のウォーカブルなまちづくりを推進するうえで重要な軸となります。一方で、ウォーカブルなまちづくりは軸のみでなく周辺も含めて検討するものであることから、具体的なあり方やそこで展開する活動等については、地域における具体の検討の中で進めていくものであると考えております。 ご提案については、今後、ウォーカブルなまちづくりを推進する際の参考にさせていただきます。

NO	該当箇所	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
14	第3章	1.区内に住所を有する方	ベビーカー利用者にとって、上下移動は負担になる。特に日比谷駅は駅内導線が極めて悪く、二度とベビーカーではいきたくない。対応案としてエレベーターの増設が理想的だが、難しければ案内板の増設で対応頂きたい。	第3章の方針2（p10）にお示ししているとおり、多様な人々が移動しやすい環境を創出していきたいと考えております。具体のご提案については関係する部署と情報を共有するとともに、今後、ウォーカブルなまちづくりを推進する際の参考にさせていただきます。
15	第3章	1.区内に住所を有する方	喫煙者にとって、タバコが吸えないまま長時間過ごさせることは、楽しかったはずの滞留体験を霞ませる要因になる。一方、路上喫煙により弱煙者（喘息、化学物質過敏症、子供や妊婦など）は健常者と比較にならない影響を受け、これも二度と来てくれない要因になり得る。喫煙所はただ作るだけでは受動喫煙対策効果はないので、巡回強化と併せて実施することで最小予算での最大効果を目指すべきである。さらに、巡回員は案内員に改名して、喫煙所への誘導を主な業務と位置付けると良いのではないかな。	第3章の方針1（p9）でお示ししているとおり、多様な人々が居心地の良い滞留空間を創出していきたいと考えております。具体のご提案については関係する部署と情報を共有するとともに、今後、ウォーカブルなまちづくりを推進する際の参考にさせていただきます。
16	第3章	1.区内に住所を有する方	有楽町と秋葉原は例外として、千代田区には平日は人混み、休日は閑散としているエリアが目立つ。休日にもっと賑わいが生まれる工夫を願う。滞留を生み出す工夫として、区外からも気軽に参加できるイベント等の誘致などが、回遊の工夫としては、日比谷公園への「風ぐるま」の発着などが考えられる。また、区民だけの空間にするというよりは、区民や在勤者を中心としつつも、首都圏中から気軽に遊びに来れる、遊びに来たくなる空間にした方が、ひいては、区民の利益にもなるのではないかな。	第3章の方針1（p9）でお示ししているとおり、居心地の良い滞留空間の創出を通して、多様な人々の活動を起こしていきたいと考えています。また、方針3（p11）でお示ししているとおり、地域の特色に応じたウォーカブルなまちづくりの展開を推進したいと考えています。具体のご提案については関係する部署と情報を共有するとともに、今後、ウォーカブルなまちづくりを推進する際の参考にさせていただきます。
17	第3章	1.区内に住所を有する方	駅のエレベーターの位置と、喫煙所の位置情報は、当事者にとっての快適な回遊に不可欠な重要情報であるので、街中に設置されている地図を載せてもらえないかな。	ご指摘のとおり、様々なものの位置情報は回遊をするうえで重要な情報であると認識しております。そのため、具体のご提案については関係する部署と情報を共有するとともに、今後、ウォーカブルなまちづくりを推進する際の参考にさせていただきます。
18	第3章	2.区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体	千代田区は保育園が増えているので、日が短くなる秋頃から、暗い道をベビーカーで歩いて帰る姿が多く見られる。そのため、歩道にライトをつけるなど、もう少し明るくしたら良いと思う。小さな子どもたちにも、安心できる場所と感じてもらえる地域であって欲しいと願う。	第3章の方針1（p9）の参考として空間の質的基準の一例として空間の明るさをあげているように、明るさは「滞留」「回遊」いずれにおいても非常に重要なものであると認識しております。具体のご提案については関係する部署と情報を共有するとともに、今後、ウォーカブルなまちづくりを推進する際の参考にさせていただきます。
19	第3章	2.区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体	千代田区のバスがもっと使いやすくなると、住んでいる人も働いている人も助かると思う。（日テレ通りー新宿通りー外濠通りー靖国通り）	第3章の方針2（p10）でお示ししているとおり、多様な人々が移動しやすい環境を創出していきたいと考えており、そのうえで公共交通機関は重要なものであると認識しております。具体のご提案については関係する部署と情報を共有するとともに、今後、ウォーカブルなまちづくりを推進する際の参考にさせていただきます。
20	第3章	1.区内に住所を有する方,2.区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体,3.区内の事務所または事業所に勤務する方	高層ビルが乱立しており、精神的に圧迫されているような気がする。以下の理由から心のゆとりを感じられるような、公園などのオープンスペースの数を増やしてほしい。 ・子どもの数が増えてきているため、子どもたちが安心・安全にのびのびと遊べるような空間が必要。 ・公園の数が少なく、また狭いため、保育園での子どもの置き去りが問題になっていると聞いたことがある。 ・公園はふらっと人が立ち寄ることができ、室内のコミュニティスペースを設けるよりも、多様な人々の交流が行いやすい	第3章の方針1（p9）でお示ししているとおり、ウォーカブルな要素の活用により居心地の良い滞留空間を創出していきたいと考えております。具体のご提案については関係する部署と情報を共有するとともに、今後、ウォーカブルなまちづくりを推進する際の参考にさせていただきます。

NO	該当箇所	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
21	第3章	2. 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体	基本方針1から4にいずれも賛同します。特に基本方針4「官民が一体となったチャレンジ」のうち行政の役割として「制度活用・新制度策定等にチャレンジ」とある点は大変心強く期待している。	素案に対する賛同のご意見として受け止めさせてさせていただきます。
22	第3章	1. 区内に住所を有する方	自転車道の普及は歩行者としても危険が少なく有難いと思っている。しかし、自転車道に自動車が多く停車されている実態がある。自転車もLOOPも少し自動車に接触しただけで大けがにつながる。せっかく設置されている自動車道も使用されない傾向も多くあるので、改善をお願いしたい。	第3章の方針2(p10)でお示ししているとおり、多様な人々が移動しやすい環境を創出していきたいと考えております。具体的ご提案については関係する部署と情報を共有するとともに、今後、ウォーカブルなまちづくりを推進する際の参考にさせていただきます。
23	第3章	4. その他計画等に利害関係を有する方(土地、建物所有者)	基本方針1で「居心地の良い空間」として、参考ではありますが「質的基準」が示されている。ハード環境の「概要」として、屋根がある場所かどうか、という視点を追加して頂ければと思う。地域イベントなどでは、雨天による中止、延期など天候に左右される事が多くある。ポストコロナを考えても、半屋外という屋根のある空間の重要性が増す事が予想され、「居心地の良い空間」の指標として評価すべきではないかと考える。	ご指摘のとおり、天候に左右されず活動できる視点は居心地の良さに寄与する重要な視点と考えております。そのため、空間の質的基準(p9)において、天候に左右されず活動できる場所を追記します。
24	第3章	4. その他計画等に利害関係を有する方(土地、建物所有者)	駅からまちへシームレスに人を流していく仕掛け(駅まち一体開発など)をより強力に推進していく必要があると考える。	第3章の方針2(p10)でお示ししているとおり、多様な人々が移動しやすい環境の創出を通して、人々の回遊を促していきたいと考えております。具体的ご提案については関係する部署と情報を共有するとともに、今後、ウォーカブルなまちづくりを推進する際の参考にさせていただきます。
25	第3章	4. その他計画等に利害関係を有する方(土地、建物所有者)	基本方針2の活動の場をつなぐ回遊ネットワークについて、それぞれの階層において、回遊ネットワークのあり方のイメージをもう少し具体化してはどうか。例えば、モビリティや歩行空間など移動に注目する視点以外にも、回遊ネットワークそのものが、「居心地の良い空間」である可能性もあると考える。賑やかな店舗が連なり歩いて楽しい事や、緑豊かで歩いて心休まる事など、活動の場を行き来する「間」に地域の魅力があるのではないかと。回遊ネットワークについても、具体的なイメージ例を作成してイメージアップを進めてはどうか。	ご指摘のとおり、回遊ネットワークそのものが「居心地の良い滞留空間」となると考えております。そのため、p6の「「回遊」視点からのウォーカブルな要素の活用イメージ」とあわせて、見せ方について検討いたします。
26	第3章	1. 区内に住所を有する方	日本橋川縁の神田側には一部に「歩くのが不安な区間」がある。大手町川端緑道の整備を延伸し、気持ちよく楽しむことのできるウォーカブルな地域になることを望む。	第3章の方針2(p10)でお示ししているとおり、多様な人々が移動しやすい環境を創出していきたいと考えております。具体的ご提案については関係する部署と情報を共有するとともに、今後、ウォーカブルなまちづくりを推進する際の参考にさせていただきます。
27	第3章	1. 区内に住所を有する方	ウォーカブルなまちづくりを充実させるために、以下の取組を実施した方が良いのではないかと。 ・外濠や日本橋川、靖国神社、武道館や近隣区の神楽坂や後樂園へのアクセスが良く回遊性を高める拠点形成の展開を考える。 ・日本橋川とアイガーデンの間の道を歩行者専用として活用。(一部区間でも車の通行を止める) ・日本橋川の水辺周辺を憩いの場として活用する。 ・子どもの遊び場の拡充、図書館を設置する。	第3章の方針1(p9)、方針2(p10)でお示ししているとおり、多様な人々が居心地の良い滞留空間、移動しやすい環境を創出していきたいと考えております。具体的ご提案については関係する部署と情報を共有するとともに、今後、ウォーカブルなまちづくりを推進する際の参考にさせていただきます。
28	第3章	1. 区内に住所を有する方	公開空地の確保により高層ビルの建築は容易になっていくと思われるが、大手町のような高層ビル群にしまうと、町の様相が変わってきてしまい、住人をはじめ神田に慣れ親しんだ人たちには親しみのない町になってしまうこと、高層ビル群により陽当たりの少ない町になってしまうことを危惧する。ぜひ、大手町のような高層ビルが群立する町にならないような計画にしていきたい。	第3章の方針3(p11)でお示ししているとおり、ウォーカブルなまちづくりは地域の特色に応じて展開していくものであると考えております。具体的ご提案については、今後、地域の共通認識をつくっていく際の参考にさせていただきます。

NO	該当箇所	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
29	第 3 章	1.区内に住所を有する方	神田公園地区の歩道は幅員が狭く、二人並んでの歩行、雨天時に傘を広げてのすれ違い、車椅子での歩行が難しい状況にある。車椅子だけでなく、ベビーカーそのものの通行や、ベビーカーを押す母親に手を繋がれた幼児の通行に危険が伴っている。また、歩道上を自転車が通行し、ただでさえ狭い歩道を自転車の走行が怖いのに、速度を上げて走行することもあり、安心して歩道を歩くことはできない。さらに、車道と歩道との段差がバリアフリーに則った構造になっていない箇所もある。一方、夜間、樹木が繁茂する期間は、道路照明が遮蔽されてしまい、暗い歩道になってしまっている。歩道が狭い故に普段でも危険な歩道であるにもかかわらず、夜間はその危険性が増加することになり、快適な歩行空間の確保には程遠く、防犯上も懸念される。 このため、神田公園地区の歩道は早めに拡幅整備する必要があり、同時に照明を整え明るい空間を確保していただけることを期待する。	第 3 章の方針 2（p10）でお示ししているとおり、多様な人々が移動しやすい環境を創出していきたいと考えております。具体のご提案については関係する部署と情報を共有するとともに、今後、ウォーカブルなまちづくりを推進する際の参考にさせていただきます。
30	第 3 章	1.区内に住所を有する方	神田公園地区においては、「つながる都心」、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」といっても秋葉原のような賑わい方をするような街にはなってほしくないと思う。 神田公園地区には、マンションも新築されてきており、住民も増えてきていると感じることから、既に住んでいる人、これから神田に住もうと考えている人々が安心して居住できる空間を確保できるような街づくりプランを期待致する。	第 3 章の方針 3（p11）でお示ししているとおり、ウォーカブルなまちづくりは地域の特色に応じて展開していくものであると考えております。具体のご提案については、今後、地域の共通認識をつくっていく際の参考にさせていただきます。
31	第 3 章	1.区内に住所を有する方	神田公園地区は、大手町や霞が関、日本橋、銀座にも近く、これらの場所に勤めるパワーカプルの住宅を増やすとともに、こどもを預けやすい施設の増加、また生活に関連した商業施設の誘致を進めてはどうか。住宅に関しては、新たに住宅施設を設けるのではなく、古いビル活用し、リノベーションを行うことにより住宅を整備する方向を検討する手立てがあると思われる	第 3 章の方針 3（p11）でお示ししているとおり、ウォーカブルなまちづくりは地域の特色に応じて展開していくものであると考えております。具体のご提案については、今後、地域の共通認識をつくっていく際の参考にするとともに、関係する部署と情報を共有し、今後、ウォーカブルなまちづくりを推進する際の参考にさせていただきます。
32	第 4 章	3.区内の事務所または事業所に勤務する方	ウォーカブルに関連して大変意欲的な行政計画であり、神田のワーカーとしても喜ばしい内容である。パイロットプロジェクトの対象として、神田警察通りの改修後の街路空間、神田駅周辺の自動車交通量の少ない区画道路、JR 中央線と神田川に挟まれた自動車交通量の少ない区画道路（飯田橋・水道橋・御茶ノ水・秋葉原付近）などは候補として考えられるのではないかな。	素案に対する賛同のご意見として受け止めさせてさせていただきます。具体のご提案については今後の取組みの検討の参考にさせていただきます。
33	第 4 章	1.区内に住所を有する方	「ウォーカブルなまちづくりのデザイン」は一朝一夕ではできないことではない。日本全国のまちづくりのデザインを見ると数年がかりの再開発事業の機会を捉えて実施されているようである。 その意味でも、「飯田橋・富士見地区」は駅東口と駅前再開発の構想が進んでおり、間もなく再開発が行われる地域があること、飯田橋駅周辺は、多くの地域の資源があることから、「有望なウォーカブルなまちづくり」の地域と考えている。	具体のご提案については関係する部署と情報を共有するとともに今後の取組みの参考にさせていただきます。
34	第 4 章	2.区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体	「地域独自の目指すべき目標・ビジョンが定められている地域における主なイメージ」中に記載のウォーカブルなまちづくりの取組みについて、一度で完成形を目指すのではなく、取組み内容を見直し試行的実施をされる方針に賛同する。実証的に多様な取り組みを実施し、多くの住民や来街者、就業者にも参加していただきながら、その取り組みごとに応じた展開を期待する。	素案に対する賛同のご意見として受け止めさせてさせていただきます。
35	第 4 章	2.区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体	行政の主な役割の中に、「行政が保有するパブリック空間の再構築」、「活動を後押しする制度・環境の構築」、「合意形成の支援と許認可手続き」といった内容が示されていることは大変心強く、期待しているところである。引き続き、官民が連携し、互いの強みを活かしながらまちづくりを推進して参りたいと考えている。	素案に対する賛同のご意見として受け止めさせてさせていただきます。

NO	該当箇所	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
36	第4章	2. 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体	とてもよいメッセージを示すコラム（p15）だと考える。その上で、「長期」に分類される取り組みが「時間がかかることもやむを得ない」という解釈で捉えられないよう、長期的な取り組みは機運を活かして戦略的に実現できるような検討が必要である点、またできることから始めて進めていくことも重要、という点を加えていただくことを希望する。	ご指摘を踏まえ、戦略的な視点で長期的な取組みを検討し、できることから始めていくことについて、コラム（p15）に追記します。
37	第4章	2. 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体	地域特色に応じたウォーカブルなまちづくりを推進できる環境を構築するための制度のあり方・創設について検討していく旨は大変心強く、期待している。 ウォーカブルなまちづくりの取組みを牽引するパイロットプロジェクトの検討についても、ぜひ速やかに取り進めていただきたい。当団体の活動エリア内でも複数のパイロットプロジェクトの候補となり得る機運・要素が存在する。「ウォーカブルまちづくりデザイン」に示す目的をいち早く持続的に実現していくべく、官民で連携し、スピーディにチャレンジしていくことを期待している。	素案に対する賛同のご意見として受け止めさせてさせていただきます。
38	第4章	4. その他計画等に利害関係を有する方(土地、建物所有者)	ウォーカブルなまちづくりを推進する為には、道路を含めた既存の社会インフラを柔軟に再整備、再配置できるような制度が必要であると考え。せつかくのまちづくりデザインに基づくまちづくりが、行政が保有する公共施設、インフラの存在で妨げられる事の無いよう何らかの制度があっても良いのではないかと。	第3章第1節第2項（p16）でお示ししているとおり、ウォーカブルなまちづくりの推進に向けた行政の役割として、活動を後押しする制度・環境の構築を検討していきたいと考えております。
39	資料編	2. 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体	貴重なデータ集になり得る資料であるため、是非継続的に更新するとともに経度・緯度情報を付与しまちづくりへの活用可能性を高めたデータとしてオープン化していただけることを期待する。	資料編に掲載しているまちなかのウォーカブルな要素について、千代田区が保有するデータにつきましては、経度・緯度を付与して、区のHPで公開しております。データの更新については、今後も進めていきたいと考えております。
40	概要版	2. 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体	概要版のp3における左下の丸の内仲通りの写真を、資料編37頁で用いている写真にあわせて頂きたい。	ご指摘のとおり、概要版の丸の内仲通りの写真を資料編の写真とあわせるようにいたします。
41	その他	2. 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体	今般の千代田区ウォーカブルまちづくりデザイン（素案）の策定により、多様な人々の出会い・交流の場を生み出すウォーカブルなまちづくりの実現に寄与することを期待している。 世界の多くの都市で、車中心から人中心の空間への転換が図られているが、先進都市の動向も捉えつつ、千代田区ならではのウォーカブルなまちづくりがスピーディに、且つ持続的に実現されることを願っている。	素案に対する賛同のご意見として受け止めさせてさせていただきます。
42	その他	1. 区内に住所を有する方	千代田区は皇居、東御苑、北の丸などや内濠の地域、多くの神社や公園を中心とした地域、粋な江戸を感じる地域、ビジネス街や政治や行政の中心となる地域まで多彩な顔を持ち、それぞれの特徴を生かした「ウォーカブルなまちづくり」が考えられる。 しかしながら、一区民の提案で可能にできるような事業ではなく、開発のタイミングや予算、地域のコンセンサスなど時間のかかる事業であろうと考える。 区民・来街者や働く人たちが、心豊かに日常を送るためにも「ウォーカブルなまちづくり」が発展し、さらにワクワクする場が増えていくことを願っている。	素案に対する賛同のご意見として受け止めさせてさせていただきます。

NO	該当箇所	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
43	その他	1.区内に住所を有する方	「ウォーカブルなまちづくり」のプロジェクトの名称は変えないでこのまま使うのが良い。	素案に対する賛同のご意見として受け止めさせて頂かせていただきます。
44	その他	1.区内に住所を有する方	今年度の重点施策「ウォーカブルなまちづくり」の予算 3 億 9,115 万円の事業の予定を教えてください	令和 4 年度の事業として、次の事業を予定しております。 ・プレイスメイキング等の実証実験の実施 ・エリアマネジメント推進ガイドラインの検討 ・川沿いのまちづくりガイドラインの検討 ・歩道のセミフラット化推進 ・千鳥ヶ淵緑道の維持管理改善 詳しくは、区の HP の「令和 4 年度区の仕事のあらまし（予算の概要）」でご案内しておりますのでご確認ください。